

ごみのルールを守っていますか？

家電4品目ほか編

シリーズ最終回となる今回は「家電4品目・粗大ごみ」のルールなどについて点検しましょう。ごみ減量のため、きちんと分別、楽しくリサイクルしましょう。

粗大ごみの処理方法

粗大ごみに該当する物の例

自転車、ベット、ソファ、ガスレンジ、タンス、机、ストーブ、ファンヒーター、じゅうたんなど

処理方法

● 清掃センターに自分で運ぶ場合

あらかじめ、清掃センターに電話連絡をしてから自己搬入してください。(土日祝日以外、9時～12時 13時～16時) 基本的に200kgまでは無料ですが、ごみによっては全額有料になる場合があります。

まだまだ十分に使える物が粗大ごみとして処分されています。利用できる物であれば知り合いの方に譲ったり、リサイクルショップに引き取ってもらうなど、ごみの減量化とリサイクルにご協力ください。

● 市役所の担当課に収集を依頼する場合

お住まいの地域の環境担当課に電話で収集を依頼してください。予約順収集のため、収集までに日数を要する場合があります。

なお、引越しや大掃除などの多量ごみは市では収集しませんので、清掃センターに自己搬入するか、ごみ収集運搬許可業者に依頼してください。(この場合ともに有料)



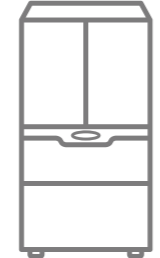

注意点

①大きさは幅100cm×長さ200cm以内のものに限ります。②燃やす部分と燃やさない部分に分別すること。(ベッド、ソファなどはスプリングをはずすこと) ③ストーブ、ファンヒーターなどは残った灯油を抜くこと。④粗大ごみを「燃やさないごみ」に出しても収集しません。

家電4品目の処理方法

家電リサイクル法により、ご家庭で不要になったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫(冷凍庫)は家電メーカーがリサイクルし、資源として再利用することになっています。家電4品目を処分するには、リサイクル料金が必要となり、清掃センターでは処理できません。

対象の家電製品とリサイクル料金の目安

	
テレビ 2,835円	洗濯機 2,520円
	
冷蔵庫 4,830円	エアコン 3,675円

※一部のメーカーでは料金が違う場合があります。
※大きさによる料金の違いはありません。

引渡しの方法

● 電気小売店に引き取りを依頼する場合

家電製品を購入した販売店や新しい製品を購入する販売店へ引き取りを依頼し、リサイクル料金と収集運搬料金をお支払いください。(引き取りのみに応じてくれるお店もあります)

● 市役所の担当課に引き取りを依頼する場合

処理する製品の製造メーカー名を確認し、郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を購入してください。その後、市に収集運搬料金(1台につき2000円)を支払って収集をご依頼ください。

● ご自分で指定引き取り場所に運ぶ場合

事前に処理する製品の製造メーカー名を確認し、郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を購入してください。その後、製造メーカーの指定引き取り場所へお持ち込みください。各メーカーの指定引取場所は、環境担当課にお問い合わせください。

市役所の環境担当課

三好市役所環境課 ☎ 72-3436
各総合支所 三野環境水道課 ☎ 77-4805・山城環境水道課 ☎ 86-1137・井川環境水道課 ☎ 78-5012・東祖谷市民課 ☎ 88-2212・西祖谷市民課 ☎ 87-2273

ご利用ください

生ごみ処理容器の購入補助制度

家庭から出る生ごみの減量化と、たい肥としての資源化を推進するため、生ごみ処理容器を購入される方に補助金を交付します。燃やすごみの約1割を占める生ごみの有効利用に取り組んでみませんか。



コンポスト容器

容器に生ごみを入れ、土をかけてかき混ぜて、たい肥を作る容器。土中の微生物を利用して発酵・分解し、たい肥化します。

購入価格の1/2及び上限3,000円が補助されます。



EM容器

容器に生ごみを入れ、EMぼかしをかけて発酵させ、たい肥を作る容器。発酵促進剤(EM菌)を使用して密閉状態で発酵処理します。

購入価格の1/2及び上限1,000円が補助されます。

補助対象者 市内に容器を設置し、適正な容器の維持管理とたい肥の自家処理が可能な方。(1世帯につき2基の補助を限度とします)

申請方法 必ず購入前にお住まいの地域の環境担当課で申請手続きを行ってください。

掲載内容

市報みよしでは、約半年間にわたってごみに関する情報を掲載してきました。ごみルールに関するお知らせは今月号でひとまずお休みですが、今後もご家庭でのごみ減量化とリサイクルの実践をよりよくお願いします。

6月号「特集 みんなで考えよう ごみの減量」
7月号「こんなにかかると? ごみ処理費用」
8月号「守っていますか? ごみのルール」資源物編①
9月号「守っていますか? ごみのルール」資源物編②
10月号「守っていますか? ごみのルール」可燃・不燃編
今月号「守っていますか? ごみのルール」家電4品目ほか編



あなたのモラル 道徳心を捨てないで

廃棄物を道路や河川はもちろん山林や田畑などへ捨てたり、放置することは生活環境を保全するために全面的に禁止されています。不法投棄は廃棄物処理法により厳しく罰せられます。法律に違反した場合は、「5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科」、さらに法人に対しては1億円以下の罰金に処せられます。

三好市では、パトロールによる日常監視を行い、不法投棄防止看板の設置などの対策を講じ、発見後は早急に投棄者の特定に努めています。また、犯人摘発・検挙につながる証拠がある場合は警察に通報し、調査を依頼することになります。市民のみなさんの監視の目が不法投棄防止につながります。不法投棄をしている人や車両を見かけた時は、特徴やナンバーなどの情報を正確に控えて直ちに通報してください。



不法投棄は犯罪です